

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B所在のC株式会社D炭鉱において掘進作業員として粉じん作業に従事し、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「3」イとの決定を受けた後、平成〇年〇月〇日に合併症「続発性気管支炎」と診断され、同日から療養を継続していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に呼吸困難を主訴にE病院に受診し「肺炎」と診断され入院加療していたところ、同年〇月〇日に病室で転倒し頭部を強打し「外傷性くも膜下出血」と診断された後、同年〇月〇日に病室で再度転倒しているところを発見され、新たに「硬膜下血腫」が認められた。その後、意識レベルの低下はなく経過したが、同月〇日死亡した。死亡診断書の直接死因欄の傷病名は「じん肺症管理Ⅲ度、外傷性脳出血」であった。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者の主な死亡原因はじん肺であった旨主張しているもので、以下、検討する。

(2) F医師は、意見書において、要旨、じん肺の死亡に対する影響は少なからず認められるが、外傷性脳出血の再出血が起こった可能性も全く否定できず、また、発症が急であることから脳血栓症あるいは心筋梗塞が起こっている可能性も全く否定できないと述べており、じん肺が相対的に有力な死亡原因であったとまで判断しているとは認められない。

(3) F医師は、意見書において、要旨、心因性の梗塞又は外傷性くも膜下出血の再発を突発的に発症しているものと推測され、基本的にはじん肺による死亡とは判断できないと述べていることが認められる。

(4) G医師は、意見書において、要旨、直接死因は外傷性脳出血及び心不全と考えられ、じん肺は直接死因とは考えられないと述べていることが認められる。

(5) 当審査会としては、上記各医師の意見を含め、医証、関係資料を再度精査したが、被災者のじん肺は安定した状態だったことが認められ、被災者の主な死亡原因はじん肺であった旨の請求代理人の主張を根拠付ける客観的資料は確認できず、さらに、死亡に至る経緯を鑑みると、じん肺が相対的に有力な死亡原因であったとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めら

れず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。